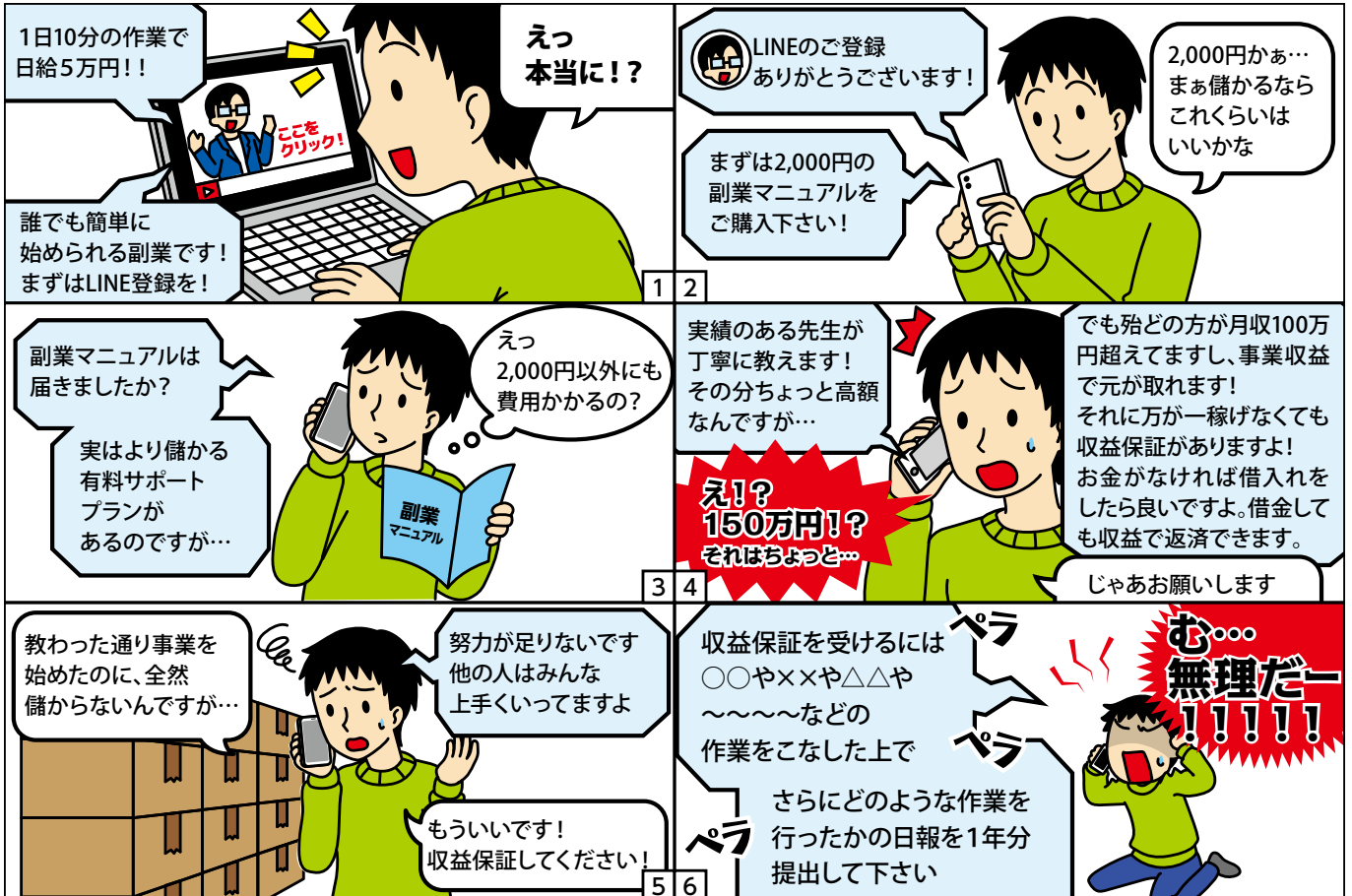


初期費用2,000円のはずが150万円!? 副業関連の広告には注意



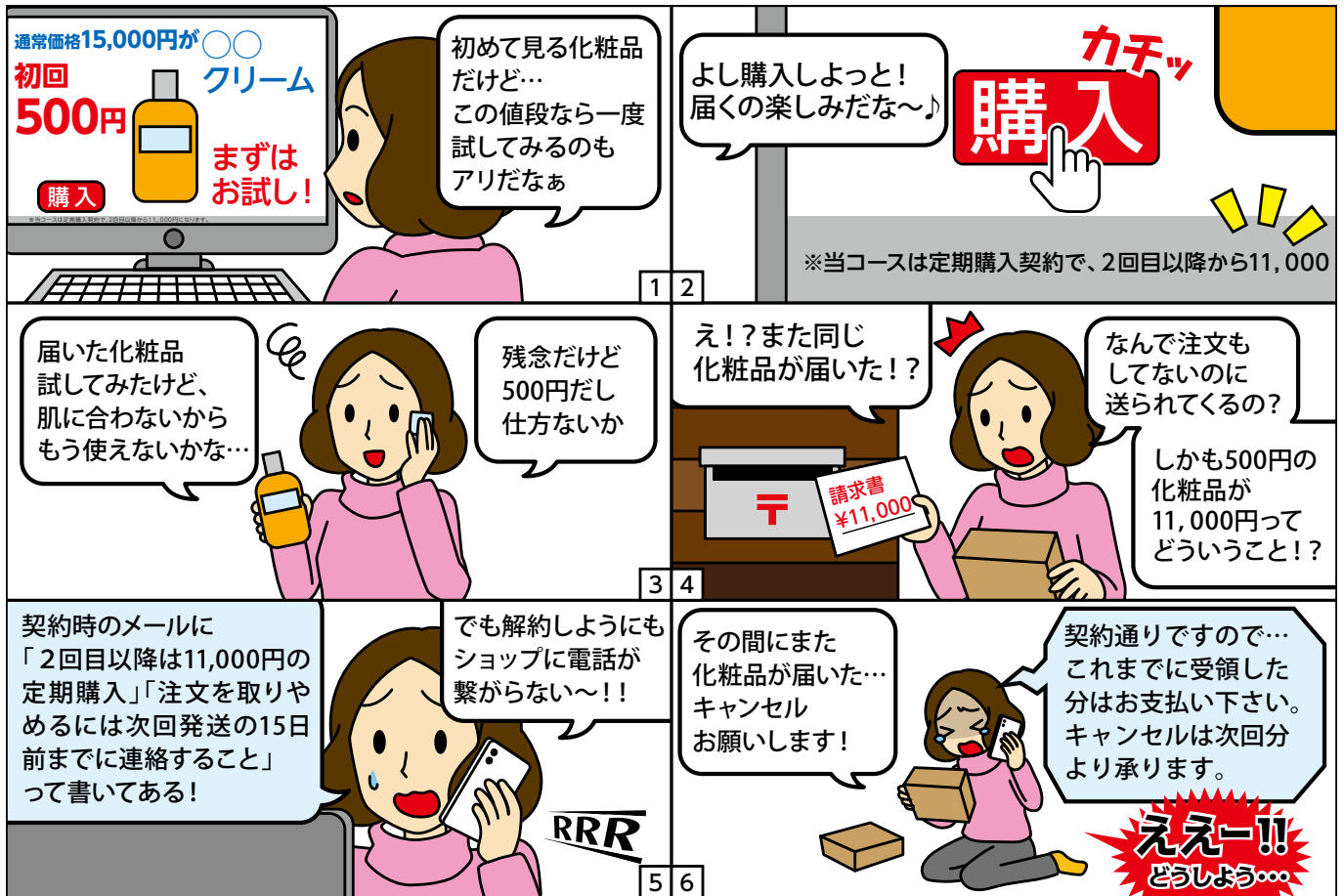
副業トラブルとは

副業で高収入が得られるとの誘いにのり、数千円程度のマニュアルを購入した後に、高額なサポートプランを提示され、言葉巧みに契約を求められるトラブルが後をたちません。提示された収入が得られないばかりか、サポート代金の支払いのため、消費者金融からの借入に誘導され、多額の借金を負うケースも確認されています。

注意すべきポイント

- 簡単に儲かる話はありません。「わずかな時間で数万円」「不労所得」「スマホだけで誰でもできる」等の誘い文句は要注意です。
- このような業者は、電話やLINE通話で、高額なサポートプランやツールの契約を即決するよう求めてきます。その場で即決せず、家族等、周りの信頼できる方に相談しましょう。
- 企業のWebサイトの特定商取引法の表記欄をチェックし、記載されている会社名だけでなく、運営者名についてもインターネットで検索し、トラブルになっていないか確認しましょう。(同じ運営者が、問題を起こす度に会社名を変えているケースがあります。)また、似たような副業でトラブル事例がないか確認するほか、お近くの消費生活センターに相談しましょう。

定期購入!? お試しのつもりが高額請求!



定期購入トラブルとは

化粧品や健康食品等の通販広告で示された安価な価格に魅力を感じ、商品を購入したところ、その価格は初回だけの限定価格であったほか、今後、定期の販売価格での複数回購入が条件となっており、その後、次々と商品が送られ続け、高額な代金支払いを求められるケースが確認されています。

定期購入トラブルによくみられる商品

※消費者庁イラスト集より



化粧品



サプリメント



ダイエット食品



脱毛クリーム・歯磨き粉

注意すべきポイント

- 通信販売はクーリング・オフの適用対象外です。
- 通信販売は広告に記載された内容に則って契約が成立します。
- 広告や、最終確認画面に表示されている契約内容や、解約条件を確認しましょう。スクリーンショットで、最終確認画面を保存することもよいでしょう。

もったいない食品を減らしましょう!

沖縄県では、まだ食べられるにもかかわらず捨てられる「食品ロス」が年間約6.1万トン(2022年度)発生しています。これは、県民1人が1日にお茶碗1杯分(約115g)のご飯を廃棄していることとなります。この食品ロス量を2031年度までに約5.1万トンまで削減することを目標に、沖縄県食品ロス削減推進計画に基づき、食品ロス削減に向けた取組を進めています。

令和5年度からは、食品ロス削減に向けた取組を行っている県内の事業者をパートナーとして登録する、「沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー登録制度」をスタートしました。県のホームページで、パートナーとして登録いただいている事業者の取組を紹介しています。
県内各事業者の皆さまは、ぜひご登録をお願いします。

また、県民の皆さまにおかれましては、食品ロスとして廃棄される“もったいない”食べ物を減らすため、てまえどりへのご協力、食べきれぬ量だけを注文する、買い物前に家庭にある食品の在庫を確認するなど、日々の食生活でできることから取り組んでみましょう。



「沖縄県食品ロス削減県民運動パートナー」について
<ホームページ>

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shohikurashi/syokuhinrosu/kenminundopartner.html>



エシカル消費を知ろう!

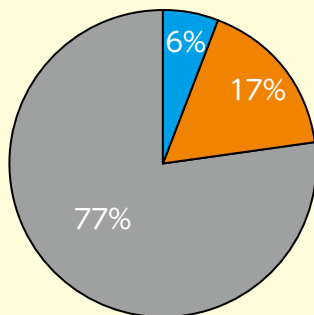
☆エシカル消費とは?

地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動のこと。



つまり、私たち自身が社会問題を認識し、それに配慮した買い物をすることがエシカル消費なのです。

エシカル消費認知度



- 内容を含めて知っている
- 言葉を聞いたことはあるが内容は知らない
- 知らない

●県が令和4年度に実施した認知度調査では、77%の方がエシカル消費を知らないという結果でした。

☆どんな商品を買えばエシカル消費につながるの…?

いざ買い物に行っても、どれが社会問題に配慮しているかというのは判断しづらいですね。

そんなときには、**認証ラベル**を意識してみましょう。

☆認証ラベルとは?

第三者機関が一定の基準を設け、それを満たしている商品のみが表示できるラベルのことです。

どのような認証ラベルがあるのかを調べることも、エシカル消費への第一歩です!

買い物すべてをエシカル消費を意識した物にすることは、難しいかもしれませんが、しかし、買うときに認証ラベルを意識するだけでも、世界の未来は変えられます!

2022年4月から、民法における成年年齢が20歳から18歳に!

2022年4月に改正された民法が施行され、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。

これにより、18歳で、法律上は大人として扱われ、保護者の同意なく自分の意思で、様々な契約ができるようになります。

しかし、一方で、これまで行使可能であった未成年者取消権が行使できなくなります。

- ・新成人を中心とした若年層は社会経験がまだ浅く、様々な勧誘のターゲットになる可能性があります。
- ・契約内容をよく理解し、自分にとって本当に必要なものか考えましょう。
- ・自分の意思で契約できるようになりますが、契約と同時に守るべき義務も発生します。契約には責任が伴うことを自覚しましょう。



※消費者庁イラスト集より

賃貸住宅の原状回復トラブル

入居者が賃貸住宅を退去する際に、ハウスクリーニングやクロス張り替え等の原状回復費用として高額な修繕費を請求された、あるいは敷金が返金されない、敷金を上回る金額を請求されたとの相談が数多く寄せられています。

そこで賃貸住宅の退去に伴う原状回復費に関する基本的な考え方を示します。

賃貸住宅の修繕費(原状回復費用)負担の基本的な考え方

貸主(家主)負担
経年劣化や通常使用に伴うキズ等

- 日焼け退色
- 家具設置跡
- 電気ヤケ
- 設備老朽化など

借主(入居者)負担
故意・過失などによる汚損、
通常使用ではつかないキズ等

- 落書き
- 壁のぶつけ穴
- たばこのヤニ
- 台所油汚れなど

「原状回復」とは、入居者がすべての責任を負い、入居時の状態に戻すことではありません。原状回復の基本的な考え方は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」(再改訂版)をご参照ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000021.html



消費生活のご相談・お問い合わせは下記の相談窓口へ(相談ダイヤル)

受付時間: 月曜日から金曜日 9時~12時、13時~16時(土・日・祝日は休みです)

沖縄県消費生活センター 098-863-9214

沖縄県消費生活センター八重山分室 0980-82-1289

沖縄県消費生活センター宮古分室 0980-72-0199

沖縄県消費生活センター
Webサイト▶

